

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	説 田 藍 海		

## 4 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第3 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第4 議 第 33号 専決処分の承認について
- 日程第5 議 第 34号 専決処分の承認について

- 日程第6 議第35号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について  
(1) 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定  
(2) 垂井町行政手続条例の一部改正
- 議第36号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議第37号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第38号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 議第39号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
- 議第40号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
- 議第42号 令和6年度垂井町一般会計補正予算(第1号)
- 議第43号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議第41号 けやきの家改修工事請負契約の締結について

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより令和 6 年第 2 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から14日までの10日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5 番 小宅宏君、6 番 鈴木準二君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

---

#### 日程第 1 諸般の報告

---

○議長（若山隆史君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

開会中に陳情等 2 件及び検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 2 報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

---

○議長（若山隆史君） 日程第 2、報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

総務費では、定額減税対応システム改修事業、マイナンバーカード記載事項変更に係りますシステム改修事業、民生費では、生活支援給付金給付事業、第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定事業、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業、次に農林水産業費では、林道明神線開設事業、商工費では、ビジネス拠点施設整備等事業、土木費では、表佐 80 号線路側改良事業、以上 8 事業に係ります繰越明許費につきまして繰越計算書を調整いたしましたので、

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

○税務課長（桐山裕次君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、税務課が所管いたします款2総務費、項2徴税費、事業名、定額減税対応システム改修事業につきまして、繰越明許費繰越計算書に基づき補足説明をさせていただきます。

本事業は、令和6年度税制改正により、令和6年度個人住民税の所得割額から本人及び扶養家族の人数に応じた金額を控除する定額減税制度の実施に必要となるシステム機能を現行の住民税システムに実装させる必要が生じたため、システム改修を行うものでございます。

当町の住民税システムの定額減税制度に係る改修仕様は、令和6年に入ってから確定し、併せて定額減税制度に対応するシステム改修は、令和6年度当初賦課に向け、4月中には遅滞なく改修を完了させる必要が生じたため、直近の3月定例会においてシステム改修費323万9,000円の歳出補正予算を上程し、議決をいただいたところでございます。あわせて、令和5年度末から令和6年度にかけ当該システム改修業務を行うことから、同3月定例会において、当該改修事業費323万9,000円を翌年に繰り越す議決をいただいたものでございます。

以上、税務課が所管いたします繰越明許費の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてのうち、住民課が所管いたします事業について補足説明をさせていただきます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、マイナンバーカード記載事項変更に係るシステム改修事業でございます。

この事業は、住民基本台帳法などの改正によるマイナンバーカードに氏名の振り仮名等を表記するため、住民記録システム及び戸籍付票システムの改修を行うものでございます。

国の示すスケジュールに沿い、昨年12月定例会において869万1,000円及び本年3月定例会にて222万1,000円をそれぞれ上程し、補正予算の議決をいただきました。総額の1,091万2,000円につきまして、システムの構築に時間を要するため、総額と同額を翌年度に繰越しをさせていただきました。

なお、財源につきましては、全額国の補助を受けられるため、国庫支出金1,091万2,000円計上しております。

以上、住民課所管に係ります繰越明許費の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、健康福祉課が所管いたします2つの事業につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、款3民生費、項1社会福祉費、事業名、生活支援給付金給付事業でございます。

この事業は、エネルギー、食料品などの物価高騰による負担増を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対し1世帯当たり10万円を、また住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の18歳以下の子供がいる世帯に対し、子供1人当たり5万円を支給する事業でございます。4月に対象者に案内通知を郵送し、現在申請に基づき給付を行っているところでございます。当該予算は、令和6年3月定例会におきまして補正予算をお願いし、併せて翌年度に繰り越す限度額を9,142万4,000円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源につきましては、全て国庫支出金でございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図ることを目的に、新型コロナウイルスワクチン接種を実施してまいりましたが、全額公費による特例臨時接種は令和6年3月31日をもって終了いたしました。

当該事業の精算に要する経費といたしまして、本年3月定例会において、翌年度に繰り越す限度額を175万5,000円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金174万8,000円、その他諸収入7,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、子育て推進課が所管いたします款3民生費、項2児童福祉費、事業名、第3期子ども・子育て支援事業計画策定事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、令和5年度から令和6年度にかけまして債務負担行為を設定し、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するものでございます。

令和5年度には、計画策定に向けたニーズ調査の実施を予定しておりましたが、計画の策定に当たって、国の方針を示すこども大綱の発出が遅れ、年度内での調査完了が見込めないことから、本年3月定例会におきまして、翌年度に繰り越す限度額を350万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源につきましては、全て一般財源でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について、私のほうからは、産業課が所管します款6農林水産業費、項2林業費、事業名、林道明神線開設事業及

び款7商工費、項1商工費、事業名、ビジネス拠点施設整備等事業につきまして補足説明をさせていただきます。

林道明神線開設事業につきましては、林道明神線の舗装、L型側溝及びガードレールを設置する工事等を実施するものでございます。

3月定例会におきまして、積雪等の影響により年度内での完了が困難になったことから、翌年度に繰り越す限度額を3,511万5,000円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源内訳としましては、県支出金2,338万円、地方債900万円、一般財源273万5,000円でございます。

続きまして、ビジネス拠点施設整備等事業につきましては、旧東保育園を改修し、ビジネス拠点施設として整備するものでございます。12月定例会におきまして、年度内での完了が困難であったことから、翌年度に繰り越す限度額を2億3,600万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源内訳としましては、国庫支出金7,650万円、地方債2,020万円、その他として負担金2,500万円、一般財源1億1,430万円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

○建設課長（藤江和明君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、建設課が所管いたします款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、表佐80号線路側改良事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、当該路線の側溝布設替えを行う事業として、令和5年9月議会定例会におきまして予算をお認めいただき事業を進めてまいりましたが、支障となる電柱の移転の遅れ及び資材の納入の遅れが生じ、年度内の完了が見込めないことから、本年3月定例会におきまして、翌年度に繰り越す限度額を675万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源につきましては、地方債が670万円、一般財源が5万円でございます。事業につきましては5月22日に完了し、5月30日に完了検査を終えております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

[挙手する者あり]

11番 藤墳理君。

○11番（藤墳理君） 私のほうから、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、お伺いしたいことは、総務費の中の徴税费、システム改修事業について、これは終了しているのかどうかということを確認のために御質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

○税務課長（桐山裕次君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

定額減税のためのシステム改修費でございますが、令和6年度の賦課が完了しておりますの

で、システムの改修は完了しております。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

日程第3 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

---

○議長（若山隆史君） 日程第3、報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和6年度事業計画、予算及び資金計画並びに令和5年度事業報告書及び決算報告書を提出いたすものでございます。

細部につきましては、都市計画課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、配付資料の順に演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、令和6年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画の1ページ、令和6年度事業計画を御覧ください。

1. 公有地取得事業、2. 公有地売却事業ともに計画はございません。

2ページ、令和6年度予算を御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入、第1款事業収益はゼロ円、第2款事業外収益は、受取利息、受取配当金合わせて収入合計2,000円を計上いたしております。次に、支出でございます。

第1款事業原価は、令和6年度の事業がないことからゼロ円、第2款販売費及び一般管理費は、理事会の必要経費として8万1,000円、支出合計は同額の8万1,000円を計上いたしております。

収益的収入支出差引額はマイナス7万9,000円でございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入、支出ともございません。

3 ページ、令和 6 年度資金計画を御覧ください。

第 2 条、受入資金の予定額につきましては、(5)前年度繰越金943万6,000円を主なものといたしまして、受入資金合計943万8,000円を計上いたしております。

第 3 条、支払資金の予定額につきましては、(1)販売費及び一般管理費、理事会の必要経費として 8 万 1,000 円、支払資金合計は同額の 8 万 1,000 円を計上いたしております。

令和 6 年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画は以上でございます。

続きまして、令和 5 年度垂井町土地開発公社事業報告書、決算報告書の 1 ページ、令和 5 年度事業報告書を御覧ください。

1. 概況、(1)理事会の開催状況につきましては都合 2 回開催し、理事長及び副理事長の互選など 3 議案の議決をいただきました。

2. 業務、3. 会計につきましては、ともに該当はございませんでした。

2 ページ、令和 5 年度決算報告書を御覧ください。

1. 収益的収入及び支出、(1)収入につきましては、第 2 款事業外収益、決算額 592 円、収入計は同額の 592 円となりました。

(2)支出につきましては、第 2 款販売費及び一般管理費、決算額 7 万 5,600 円、支出計は同額の 7 万 5,600 円となりました。

2. 資本的収入及び支出につきましては、収入、支出ともにございませんでした。

3 ページ、令和 5 年度損益計算書を御覧ください。

事業総利益はゼロ円、事業損失は 7 万 5,600 円、事業損失から、4. 事業外収益 592 円を差し引いた経常損失は 7 万 5,008 円、当期損失は同額の 7 万 5,008 円となりました。

4 ページ、令和 5 年度貸借対照表を御覧ください。

資産の部では、1. 流動資産、合計 943 万 5,931 円、2. 固定資産、合計 502 万円で、資産の部合計は 1,445 万 5,931 円となりました。

負債の部合計はゼロ円でございます。

資本の部では、1. 資本金、合計 500 万円、2. 準備金、合計 945 万 5,931 円で、資本の部合計 1,445 万 5,931 円となり、負債・資本合計は同額の 1,445 万 5,931 円となりました。

5 ページ、令和 5 年度キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

1. 事業活動によるキャッシュ・フローでは、人件費支出マイナス 7 万 5,600 円、利息の受取額 592 円で、事業活動によるキャッシュ・フロー計はマイナス 7 万 5,008 円となりました。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー、3. 財務活動によるキャッシュ・フローは、ともにございませんでした。

4. 現金及び現金同等物増加額（又は減少額）はマイナス 7 万 5,008 円となり、5. 期首残高 951 万 939 円との差引きで 6 の期末残高は 943 万 5,931 円となりました。

6 ページには財産目録、7 ページ以降には各附属明細表、最後に決算審査意見書を添付いたしております。

以上、報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

[挙手する者あり]

6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） 鈴木です。

財産目録等々のところで若干、私の知識不足かも知れませんが、御質問をさせていただきたいと思います。

資産の部のところの流動資産で普通預金、いうならば現金及び預金のところは全て普通預金となっております。ここの部分を長期性の預金に替えるということではありませんけれども、普通預金の利息等々を考えたときに、定期性預金に切り替えていく、あるいは先の事業計画がないところですから、そうした形で一定の利息を稼ぐというほどではないにしても、普通預金から定期性預金に、全額とはいわないでも替えていく、こういうことは考えられないのでしょうか。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

○都市計画課長（衣斐浩一君） 鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本日御提案させていただいております土地開発公社のこちらの資料の7ページのほうにもございますとおり、附属明細表の普通預金943万5,931円となっております。こちらにつきましては、現在普通預金で管理をいたしておるところでございます。この理由といたしましては、やはり定期性預金で管理をしておいたほうが幾分利息収入というものが入ってまいります。しかしながら、当公社、今年度は事業がございませんけれども、今後様々な公共事業によって、こちらの資産を効果的に、そして迅速的に活用してまいりたいと考えております。よって、現在のこの940万円等々の資産につきましては、普通預金で現段階におきましては管理をさせていただいておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） そういう御回答が来るだろうなというふうには思いましたが、ちょっと私も今までの分を全部調べてございませんけれども、いうならば、ここ何年か、あまりこの開発公社の事業というのはなかったのではないかとというふうに推測をしておるんですけれども、その間もずっと普通預金で置いていたということであれば、これはやはり見直していくべきではないんだろうかなと。しかも今年度計画がないと。例えて言うなら、これを半額にしても定期性で運用していく、こういう姿勢が要るのではないのでしょうか。以上です。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

○都市計画課長（衣斐浩一君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

こちらの垂井町土地開発公社の定款の第1条のほうで、この公社の目的におきましては、公

共用地、公用地等の取得、管理、処分などを行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的に当公社が設立されております。先ほど御質問の中にもございましたように、当公社におきましては、今年度、また昨年度等々におきましては、本格的な事業といたしますのがございませんでしたけれども、直近におきましては、この平成29年度から令和2年度にかけて、府中の離山工業団地開発事業のほうをこちらの土地開発公社を活用して事業を展開させていただいております。

また、遡りますと、約10年前にもなりますけれども、平成18年度におきましては、町道垂井93号線道路用地でありますとか、あとまた北部グラウンドの用地取得、こういったことにもこちらの当公社を活用して事業を進めさせていただいております。

また、今回のこの900万円余りの部分におきましては、こちらの令和2年度に工場用地を売却した際の、そういった収益等々も入っておる状況となっております。こういった観点からも、こちらの土地開発公社を機動的に活用した公共事業の展開を今後も進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

---

#### 日程第4 議第33号 専決処分の承認について

---

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第33号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第33号 専決処分の承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が4月1日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

細部につきましては、税務課長並びに住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） ただいま上程されました議第33号 専決処分の承認につきまして、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、税務課が所管いたします部分について、

演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書と併せて、新旧対照表は1ページから2ページを御覧ください。

第51条第2項につきましては町民税において、第71条第2項につきましては固定資産税において、また第139条の3第2項につきましては特別土地保有税において、それぞれ大規模災害時の災害減免の適用について、能登半島地震の発生を踏まえた被災前の備えとして、減免事由に該当することが明らかでありかつ減免する必要があると町長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を新たに定めるものでございます。

あわせて、同条それぞれの第3項の改正規定は、字句を整理するものでございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。

新旧対照表は4ページを御覧ください。

附則第5条の4の2第1項につきましては、令和6年能登半島地震の災害により、自己、または自己と生計を一にする総所得金額が48万円以下の配偶者、その他親族が有する住宅や家財等の資産について損害が生じた場合は、令和5年中に当該損失が生じたものとし、令和6年度分の個人町民税において、その損失金額を雑損控除の適用とすることができる特例を定めるものでございます。

また、第2項におきましては、当該雑損控除の特例は、令和7年度以降の町民税においては適用しないことを定め、続く第3項におきましては、第1項の規定の適用を受けようとする者が行う申告において、当該雑損控除の適用を受ける旨の記載が必要であることを定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は5ページを御覧ください。

附則第5条の5につきましては、地方税法の改正に伴い、引用する法、附則に条ずれが生じたため、改めるものでございます。

続く附則第6条の8から第6条の10につきましては、令和6年度分の個人町民税の所得割について、定額による特別税額控除（以下「定額減税」といいます。）を実施するに当たり、必要な規定を新たに整備するものでございます。

附則第6条の8第1項につきましては、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者において、所得割の額から定額減税を控除する旨を定めるものでございます。

続く同条第2項につきましては、町及び県に対する寄附金に係る寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税における特別控除額の控除限度額及び公的年金等所得に係る仮特別徴収税額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額については、定額減税前の所得割の額とする旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は6ページを御覧ください。

附則第6条の9につきましては、普通徴収について、令和6年6月に徴収すべき税額から定額減税の控除を行い、なお控除し切れない金額は、以後、令和6年中の普通徴収すべき税額から順次控除する等、所要の措置を講ずるものでございます。

同条第1項第1号においては、普通徴収における第1期分の期割金額が当該納税義務者の定額減税額を超える場合は、第1期分の期割金額から定額減税額を控除した額を第1期分の納期限に徴収し、第2期以降それぞれの納期限においては、定額減税前の年税額を基に算定した各期の税額（以下「分割金」といいます。）を徴収する旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は7ページを御覧ください。

同項第2号においては、第1期及び第2期分の期割金額合計が定額減税を超える場合は、第1期分の期割金額はないものとし、第1期及び第2期分の期割金額合計から定額減税額を控除した額を第2期分の納期限に徴収し、第3期以降それぞれの納期限においては分割金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続く同項第3号においては、第1期から第3期分の期割金額合計が定額減税額を超える場合は、第1期及び第2期分の期割金額はないものとし、第1期から第3期分の期割金額合計から定額減税額を控除した額を第3期分の納期限に徴収し、第4期の納期限においては分割金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続く同項第4号においては、第1期から第4期分の期割金額合計が定額減税額を超える場合は、第1期から第3期分の期割金額はないものとし、第1期から第4期分の期割金額合計から定額減税を控除した額及び森林環境税の合算額を第4期の納期限に徴収する旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は8ページを御覧ください。

同条第2項においては、給与の支払いを受けなくなった納税義務者が特別徴収の方法により徴収し切れていない年税額の残りを普通徴収の方法に切り替え徴収する場合は、給与所得に係る特別徴収の特例規定により、年税額においては既に定額減税が反映された金額となっていることから、前項の普通徴収の特例の適用を対象外とする旨を定めるものでございます。

続きまして、附則第6条の10につきましては、公的年金等所得に係る特別徴収について、令和6年10月1日以後最初に支払いを受ける公的年金等所得に係る特別徴収税額から定額減税を行い、なお控除し切れない金額は、以後、令和6年度中に特別徴収される公的年金等所得に係る特別徴収税額から順次控除する等、所要の措置を講ずるものでございます。

同条第1項第1号においては、公的年金等所得に係る特別徴収を開始する年度における定額減税後の年税額の徴収の方法について定めるものでございます。

令和6年度前半は、普通徴収の方法によって年税額の2分の1に相当する額を第1期及び第2期の2回に分けて徴収し、年度後半は、特別徴収の方法によって年税額の2分の1に相当する額を10月、12月及び翌年2月の3回に分けてそれぞれ徴収するものでございます。また、第1期分の期割金額が当該納税義務者の定額減税額を超える場合は、第1期分の期割金額から定額減税額を控除した額を第1期分の納期限に徴収し、第2期の納期限においては、定額減税前の年税額を基に算定した期割税額を徴収する旨を定め、10月以降は、定額減税前の年税額を基に算定した各月割税額（以下「特別徴収分割金額」といいます。）を徴収する旨を定めるもの

でございます。

続きまして、新旧対照表は10ページを御覧ください。

同項第2号においては、第1期及び第2期分の期割金額合計が定額減税額を超える場合は、第1期分の期割金額はないものとし、第1期及び第2期分の期割金額合計から定額減税額を控除した額を第2期分の納期限に徴収し、10月以降は特別徴収分割金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続く同項第3号においては、第1期及び第2期分の期割金額並びに10月分の月割金額の合計が定額減税額を超える場合は、第1期及び第2期分の期割金額はないものとし、第1期及び第2期分の期割金額並びに10月分の月割金額合計から定額減税を控除した額を10月に徴収し、12月以降は特別徴収分割金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は11ページを御覧ください。

同項第4号においては、第1期及び第2期分の期割金額並びに10月及び12月分の月割金額の合計が定額減税額を超える場合は、第1期及び第2期分並びに10月分の期割金額はないものとし、第1期及び第2期分の期割金額並びに10月及び12月分の月割金額の合計から定額減税を控除した額を12月に徴収し、翌年2月においては特別徴収分割金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続く同項第5号においては、第1期及び第2期分の期割金額並びに10月、12月及び翌年2月の月割金額の合計が定額減税額を超える場合は、第1期及び第2期並びに10月及び12月分の金額はないものとし、翌年2月に定額減税額を控除した年金所得に係る所得割及び均等割の合計に相当する税額を徴収する旨を定めるものでございます。

続く同条第2項においては、前項の規定の適用がある場合における特別徴収を行う年金保険者は、定額減税適用後の月割金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は12ページを御覧ください。

同条第3項においては、既に年金特別徴収の対象である者の徴収方法について定めるもので、年税額から仮特別徴収税額を控除した残りを10月、12月及び翌年2月の3回に分けて特別徴収する旨を定めるものでございます。

同項第1号においては、10月分の月割金額が定額減税額を超える場合は、10月分の月割金額から定額減税額を控除した額を10月に徴収し、12月以降は特別徴収分割金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続く同項第2号においては、10月及び12月分の月割金額の合計が定額減税額を超える場合は、10月分の月割金額はないものとし、10月及び12月分の月割金額合計から定額減税を控除した額を12月に徴収し、翌年2月は特別徴収分割金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は13ページを御覧ください。

同項第3号においては、10月、12月及び翌年2月分の月割金額の合計が定額減税額を超える場合は、10月及び12月の月割金額はないものとし、翌年の2月に定額減税を控除した年金所得

に係る特別徴収税額に相当する税を徴収する旨を定めるものでございます。

続く同条第4項においては、前項の規定の適用がある場合における特別徴収を行う年金保険者は、定額減税適用後の金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続く同条第5項においては、年金の支払いを受けなくなった納税義務者が特別徴収の方法により徴収し切れていない年税額の残りを普通徴収の方法により徴収する場合は、本条の普通徴収の特例の適用を対象外とする旨を定めるものでございます。

続きまして、附則第6条の11につきましては、令和7年度分の個人町民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者において、所得割の額から定額減税額を控除する旨を定めるものでございます。

これは、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者については、令和6年度個人住民税において定額減税の対象外とされていたため、令和7年度分の個人町民税の所得割において、定額減税の対象として税額控除を実施するものでございます。

続きまして、新旧対照表は14ページを御覧ください。

附則第7条第2項につきましては、地方税法の改正に伴い、引用する法、附則の条項にずれが生じたため、改めるものでございます。

続く同条第3項につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税において、定額減税額の算定に用いる所得割額は、本条の規定の適用後のものとなるよう読み替える特例規定を追加するものでございます。

続きまして、附則第9条の2につきましては、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に係る特例割合を規定するものでございます。

同条第13項は、地方税法附則第15条第25項第2号において、特定バイオマス発電設備に係る課税標準額の特例割合を定める規定が新設されたことに伴い、条例においても、当該固定資産税に係る課税標準額の特例割合をわがまち特例として定める必要が生じたため、当該特例割合を7分の6と定める規定を追加するものでございます。

また、同条第14項から第20項においては、前項13項の新設規定の追加に伴い、それぞれ項番号を繰り下げ、合わせて条文が引用する地方税法附則の項ずれを改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は15ページを御覧ください。

同条第20項は、地方税法附則第15条第32項の子ども・子育て支援法に基づく保育施設の用に供する施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置期間が満了したことにより、対応する特例割合を定める規定を削除するものでございます。

続く同条第21項は、条文が引用する地方税法附則の項ずれを改めるものでございます。

また、同条第22項は、地方税法附則第15条第38項において、滞在快適性等向上区域におけるオープンスペース化等を行った場合の固定資産課税標準額の特例措置、わがまち特例として定める必要が生じたため、当該特例割合を2分の1と定める規定を追加するものでございます。

続く同条第23項及び第24項は、前項22項の新設規定の追加に伴い、それぞれ項番号を繰り下

げるものでございます。

続きまして、附則第9条の3第3項においては、新築の区分所有建物に係る認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から町長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができる旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は16ページを御覧ください。

同条第4項から第15項においては、前項第3項の新設規定の追加に伴い、それぞれ項番号を繰り下げ、併せて同条第9項から第14項においては、地方税法の改正に伴い、条文が引用する地方税法附則の項ずれを改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は18ページを御覧ください。

附則第10条から第12条及び第14条の改正規定につきましては、令和6年度評価替えに当たり、税負担の公平性等の観点から、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みを継続するため、課税標準の特例措置等の適用期限を延長するものでございます。

附則第10条においては、見出し中の年度を改め、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義に改めるものでございます。

続く第10条の2各項においては、令和7年度、または令和8年度における土地の価格等の特例について、地価が下落し、下落前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、令和7年度、または令和8年度の固定資産税に限り、修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることを定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は19ページを御覧ください。

第11条各項においては、令和6年度の評価替えに当たり、現行の宅地等に係る負担水準措置を3年間継続させ、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税に係る特例措置を定めたものでございます。

続きまして、新旧対照表は21ページを御覧ください。

第12条においては、同じく令和6年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担水準割合に応じた負担調整措置を3年間継続させ、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税に係る特例措置を定めるものでございます。

続く第14条各項においては、地方税法の改正により、特別土地保有税の特例について、3年間継続する改正をするものでございます。

続きまして、新旧対照表は22ページから26ページを御覧ください。

附則第15条の3から第18条の10につきましては、地方税法の改正に合わせ、定額減税の算定に用いる所得割額には、総合課税とは別に分離課税により課税された個人町民税の所得割額等

を含めることとする読替規定を追加するものでございます。

附則第15条の3第3項第5号においては、上場株式等に係る配当所得等の所得割額について、第15条の4第3項第5号においては、土地の譲渡所得に係る事業所得等の所得割額について、第16条第3項第5号においては、長期譲渡所得の所得割額について、第17条第5項第5号においては短期譲渡所得の所得割額について、第18条第2項第5号においては、一般株式等に係る譲渡所得等の所得割額について、第18条の7第2項第5号においては、先物取引に係る雑所得の所得割額について、第18条の9第2項第5号及び同条第5項第5号においては特例適用利子等及び特例適用配当等の所得割額について、第18条の10第2項第5号及び同条第5項第5号においては条例適用利子等及び条例適用配当等の所得割について、それぞれ条文中の読替規定により定額減税額の算定に用いる所得割額に当該分離課税の所得割額を含めることとする規定を定めております。

続きまして、改正条例の附則でございます。

議案書は14ページを御覧ください。

改正附則第1条は、施行期日を令和6年4月1日と定めるものでございます。

続く改正附則第2条第1項から第4項においては、今回の改正に伴います固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

続きまして、改正附則第4条でございます。

新旧対照表は26ページを御覧ください。

垂井町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正でございます。

町では、納税者の町税の容易な納付を促進する等の観点から、普通徴収に係る徴収期割においては、通常、地方税法の本則に定められた年税額を4期割で徴収するところ、別に垂井町税の徴収等の特例に関する条例を定め、年税額を6月から翌年3月までの10回の期割で徴収を行うこととしています。今回の定額減税を実施するに当たり、10期割徴収における定額減税適用後の各期割徴収税額等の規定を定める必要が生じたため、垂井町税の徴収等の特例に関する条例の附則に第3項から第5項を追加し、所要の改正を行うものでございます。

第3項第1号においては、垂井町税の徴収等の特例に関する条例により算出した普通徴収における第1期分の期割金額が当該納税義務者の定額減税額を超える場合は、第1期分の期割金額から定額減税額を控除した額を第1期分の納期限に徴収し、第2期以降はそれぞれの納期限においては、定額減税前の年税額を基に算定した各期割税額（以下「分割金」といいます。）を徴収する旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は27ページを御覧ください。

同項第2号においては、第1期及び第2期分の期割金額合計が定額減税を超える場合は、第1期分の期割金額はないものとし、第1期及び第2期分の期割金額合計から定額減税を控除した額を第2期分の納期限に徴収し、第3期以降はそれぞれの納期限に分割金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は28ページから30ページを御覧ください。

同項第3号から第9号においては、前号第2号の例により、それぞれ各号に定められた期割金額合計が定額減税額を超える場合における各納期限に徴収すべき定額減税控除後の期割金額及び分割金を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は31ページを御覧ください。

第10号においては、第1期から第10期分の期割金額合計が定額減税額を超える場合は、第1期から第9期分の期割金額はないものとし、第1期から第10期分の期割金額合計から定額減税を控除した額及び森林環境税の合算額を第10期分の納期限に徴収する旨を定めるものでございます。

続く第4項においては、給与の支払いを受けなくなった納税義務者が特別徴収の方法により徴収し切れていない年税額の残りを普通徴収の方法に切り替え徴収する場合は、給与所得に係る特別徴収の特例の規定により、年税額においては既に定額減税が反映された金額となっていることから、前項の普通徴収の特例の適用を対象外とする旨を定めるものでございます。

続く第5項及び第6項につきましては、公的年金等に係る所得からの特別徴収を開始する年度における定額減税後の年税額の徴収方法について定めるものでございます。令和6年度前半は、普通徴収の方法によって年税額の2分の1に相当する額を第1期から第4期の4回に分けて徴収し、年度後半は、特別徴収の方法によって年税額の2分の1に相当する額を10月、12月及び翌年2月の3回に分けてそれぞれ徴収するものでございます。

第5項第1号においては、垂井町税の徴収等の特例に関する条例により算出した普通徴収における第1期分の期割金額が定額減税額を超える場合は、第1期分の期割金額から定額減税額を控除した額を第1期分の納期限に徴収し、第2期から第4期それぞれの納期限においては、定額減税前の年税額を基に算定した各期割金額（以下「普通徴収分割金額」といいます。）を徴収する旨を定め、10月から翌年2月は、定額減税前の年税額を基に算定した各月割税額（以下「特別徴収分割金」といいます。）を徴収する旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は33ページを御覧ください。

同項第2号においては、第1期及び第2期分の期割金額合計が定額減税額を超える場合は、第1期分の期割金額はないものとし、第1期及び第2期分の期割金額合計から定額減税額を控除した額を第2期分の納期限に徴収し、第3期から第4期はそれぞれの納期限において普通徴収分割金額を徴収する旨を定め、10月から翌年2月は特別徴収分割金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続く同項第3号及び第4号においては、前号第2号の例により、第3期及び第4期の各納期に徴収すべき定額減税控除後の各期割金額及び普通徴収分割金額を定め、10月から翌年2月は特別徴収分割金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は34ページを御覧ください。

同項第5号においては、第1期から第4期の期割金額並びに10月分の月割金額の合計が定額

減税額を超える場合は、第1期から第4期の期割金額はないものとし、第1期から第4期の期割金額及び10月分の月割金額の合計から定額減税額を控除した額を10月に徴収し、12月以降は特別徴収分割金を徴収する旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は35ページを御覧ください。

同項第6号においては、第1期から第4期の期割金額並びに10月及び12月分の月割金額の合計が定額減税額を超える場合は、第1期から第4期の期割金額及び10月分の月割金額はないものとし、第1期から第4期の期割金額及び10月及び12月分の月割金額の合計から定額減税額を控除した額を12月に徴収し、翌年2月は特別徴収分割金を徴収する旨を定めるものでございます。

続く同項第7号においては、第1期から第4期の期割金額並びに10月、12月及び2月分の月割金額の合計が定額減税額を超える場合は、第1期から第4期の期割金額並びに10月及び12月分の月割金額はないものとし、翌年2月に定額減税を控除した年金所得に係る所得割及び均等割の合算額に相当する税額を徴収する旨を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は36ページを御覧ください。

第6項においては、前項の規定がある場合、特別徴収を行う年金保険者は、定額減税適用後の金額を徴収する旨を定めるものでございます。

続く第7項においては、年金の支払いを受けなくなった納税義務者が特別徴収の方法により徴収し切れていない年税額の残りを普通徴収の方法に切り替え徴収する場合は、第5項の普通徴収の特例の適用を対象外とする旨を定めるものでございます。

以上、税務課所管分の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第33号 専決処分の承認について、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険税に係ります部分につきまして、補足説明をさせていただきます。

改正条例2ページの上段、新旧対照表は2ページから3ページを御覧ください。

第153条及び第175条につきまして、国民健康保険税の負担の上限額である課税限度額と減額措置に係る軽減判定所得基準額についてそれぞれ改定するものでございます。

課税限度額の改正といたしましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げるものでございます。

また、軽減判定所得基準額でございますが、世帯の所得割額が基準以下の場合、均等割額及び平等割額について、段階に応じて2割・5割・7割分の軽減を行っております。このうち、軽減判定所得基準額の算定において、5割軽減基準額では、被保険者1人につき加算する金額を「29万円」から「29万5,000円」に引き上げ、2割軽減基準額では、被保険者1人につき加算する金額を「535,000円」から「54万5,000円」に引き上げるものです。これらの改正により、

被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税の軽減が図られるものでございます。

次に、改正条例の附則でございます。

改正条例14ページから15ページを御覧ください。

第1条では、施行期日を令和6年4月1日としております。

また、第3条では、国民健康保険税に関する経過措置として、新条例の規定は、令和6年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しております。

以上、住民課所管分の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 定額減税の賦課徴収条例の改正について3点お尋ねいたします。

第1点は、ただいま説明がありましたが、定額減税は、今年度だけでしたか、限られたものなんです、そうすると、また議会を開くことになると思います。現在旧が新ですよ。次回開くときは、新が旧となって入れ替わると、私が聞きたいのは丸々ごっそり入替えですか。まずこれを1つお尋ねしたいと思います。要するに元に戻されるということですかということですけど。

それともう一つ、この議会はもう先が見えているんですけども、もう一度条例の改正の議会を開くことになると思うんですけど、いつの御予定なのかということと、もう一点は、これは先ほどいろいろと町も関わってくることでですけども、なので徴収につきまして、事業者は非常に困っているというのはもうどんどん毎日のように報道されていますけれども、町民、一般の方がお困りになるようなことございませんかという3点、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

○税務課長（桐山裕次君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

1つ目でございますが、条例が今後また改正されるかというところでございます。定額減税につきましては、令和6年度のみのものでございます。一部、令和7年に影響するものはございますが、今回の改正をもって、次にこの定額減税について条例改正をすることは想定はされておられません。

もう一度議会がこの件について開くことがあるかという質問でございます。

今回の定額減税につきましては、次にまたこの件につきまして条例改正をするということは想定はされておられません。

また、3つ目の御質問でございますが、事業者の皆様がすごく今回の定額減税についてはいろいろ事務負担があるということは聞いております。また、垂井町の住民において、定額減税

が入ることにより何か不都合なことがあったり、手間が生じるかということとはございません。住民税の定額減税につきましては、垂井町の税務課の賦課徴収の課税で全部計算をしておりますので、住民様には定額減税後の税額を課税するという形を取っております。また、所得税につきましては、各事業者様のほうで随時減額をするということとなっております。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 分かりました。税務課は大変だと思いますけど、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

[挙手する者あり]

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） この定額減税は、報道されているように非常に煩雑だなど、役場のほうも大変だなど、こんなふうに理解をより深めました。

ただ、これから質問でありますけれども、日本語の勉強になっちゃって申し訳ないんですが、恐らくこの条例とかいうのも、国の法律等に基づいた何かでやられるんだろうと思いますが、第51条2項中に、「によって」を「により」とか、ここの23分の1のところの日本語の問題だけですが、「においては」を「には」とか、こういうふうに変える。これは国のほうがこう変えろと言ったのかどうか分かりませんが、ほかの条文にも、変えない前の「においては」とかというのはいっぱいあるんですね。だから、ここの条文だけなぜこういうふうに変えていくのか、こういう日本語の意味がそんなに違うのかというふうにちょっと思えるんですね。

もう一つ、71条2項中「によって」は「により」に、その次ですよ、「添附して」を「添付」と、最初これがよく分からなかったんです。ござとへんがあるかないかですね、これは附則の附の字は全部ござとへんがあるんですね。これは何が違うんでしょうか。

こういうことがどう理解をされてこういう条文改正がされていくのか、一遍ちょっとお聞かせ願えたらというふうに思います。以上です。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

○税務課長（桐山裕次君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今御指摘がございましたとおり、字句の整理と本来言われるものでございます。こちらにつきましては、本来の地方税法が改正されたときに、各市町村が整備する条例についても、いわゆる条例（例）というものがお示しされます。その段階において、これまで字句があまりそぐわなかったと思われるものが全体の改正の中の一部として出してくることがございます。

この条項の字句が整理されたことによって、条文全体の法の解釈が変わるわけではございませんので、何とぞ御理解いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

---

#### 日程第5 議第34号 専決処分の承認について

---

○議長（若山隆史君） 日程第5、議第34号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第34号 専決処分の承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

火災により比女町営住宅7号が焼失したことに伴い、垂井町営住宅条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、4月19日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

○建設課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第34号 専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

本件、専決第2号 専決処分書は、令和6年4月12日金曜日の午後1時50分頃、垂井町表佐1257番地、比女町営住宅7号におきまして発生しました火災により焼失いたしました住宅について、取壊し、撤去作業を行うに当たり、比女町営住宅管理戸数について条例改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により措置したものでございます。

比女町営住宅7号の火災につきましては、消防署及び消防団の皆様による素早い消火活動により、幸い人家への延焼は避けられましたが、住宅は全焼し、燃え殻が飛散、また倒壊し、周辺住民家屋への二次災害を避けるためにも、取壊し、撤去作業を一日も早く行う必要が生じま

した。この比女町営住宅は、昭和44年度において木造平家建て住宅として12戸を建設し、既に50年以上が経過し、老朽化が著しいことから、現在は入居者の退去後、新規入居者の募集を行わず、用途廃止の上、取壊し、撤去を行っている住宅でございます。今回の火災により入居者は退去することとなりましたので、用途廃止の上、取壊し、撤去作業を行うに当たり、比女町営住宅管理戸数につきまして条例改正を行う必要が生じたものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せて、条例の新旧対照表37ページ、また添付資料後ろから2枚目でございますが、御覧ください。

第3条の設置の規定において、第1項の表、比女町営住宅の項中「5戸」を「4戸」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、比女町営住宅7号の取壊し、撤去の進捗状況でございますが、去る5月28日に指名競争入札を執行し、消費税を含めまして212万3,000円で契約締結を行い、本日現場着手いたしました。

以上、議第34号 専決処分の承認につきましての補足説明とさせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第34号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

---

日程第6 議第35号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定につ

いて

(1) 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定

(2) 垂井町行政手続条例の一部改正

議第36号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議第37号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第38号 垂井町下水道条例の一部改正について

議第39号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

議第40号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について

議第42号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

議第43号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（若山隆史君） 日程第6、議第35号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてから議第40号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議についてまで、議第42号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第1号）及び議第43号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） それでは、議第35号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてから議第40号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議についてまでと、議第42号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第1号）及び議第43号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を一括にて御説明を申し上げます。

議第35号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定につきましては、垂井町DX推進計画の実現に向け、条例及び規則に基づく行政手続について、オンラインによる手続が可能となるよう必要な事項を定めるものでございます。

議第36号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、旧東保育園舎を改修し、新たに垂井町ビジネス拠点施設を設置するため、公の施設の設置及び管理に関する事項について必要な事項を定めるものでございます。

議第37号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に

つきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第38号 垂井町下水道条例の一部改正につきましては、国におけるデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し及び下水道法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第39号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第40号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第42号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3億999万5,000円を追加し、予算総額を101億3,999万5,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、清流の国ぎふ移住支援補助金及び川原集会所への空調機器設置工事に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

民生費では、生活支援給付金等給付事業に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種健康被害医療手当等負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額の措置を、また農林水産業費では、高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金、林道大谷線改良工事に係ります工事請負費につきまして、それぞれ増額の措置を行った次第でございます。

商工費では、提案型地域活性化事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額の措置を、土木費では、民間木造住宅耐震診断業務に係ります委託料につきまして、それぞれ増額措置を行ったところでございます。

消防費では、令和6年能登半島地震の被災地への派遣職員に係ります職員手当等につきまして増額の措置を行いました。

なお、歳入につきましては、定額減税の実施に伴い、個人町民税の減額及び地方特例交付金の増額の措置を行った次第でございます。

そのほか、国庫支出金、県支出金、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第43号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ69万6,000円を追加し、予算総額を27億7,069万6,000円

とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費では介護保険システム改修業務及び介護保険認定システム改修業務に係ります委託料につきまして、それぞれ増額の措置を行ったところでございます。

財源につきましては、繰入金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、企画調整課所管に係ります議第35号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、本条例の制定理由について説明をさせていただきます。

令和6年3月、デジタルの力を活用しつつ、本町の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化、深化させることを目的とする第3期垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その実現に向けた具体的な取組を計画的かつ効果的に推進するため、垂井町DX推進計画を併せて策定をいたしました。

垂井町DX推進計画の基本方針1. 町民目線のDXでは、その施策の一つとして、行政手続のオンライン化による行かない窓口の実現を掲げ、住民の利便性向上に取り組むとしています。現状、国が法令で定める申請等の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律により、オンラインで手続を行うことが可能となっております。一方、町が条例や規則等で書面で行うことが規定されている手続等については、当該法律のみでの対応は難しいことから、個別の条例等を改正することなく、オンラインによる手続等を可能とするための通則的な条例を新たに制定するものでございます。

それでは、条文の中身について説明をさせていただきます。

議案書を御覧ください。

第1条はこの条例の目的を定め、第2条はこの条例における用語の定義を定めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第3条は、他の条例等により書面等で行うことが規定されている申請等について、電子情報処理組織による申請等、いわゆるオンライン申請等ができることを定めるものでございます。

4ページを御覧ください。

第4条は、他の条例等により書面で行うことが規定されている処分通知等について、オンラインによる処分通知等ができることを定めるものでございます。

5ページを御覧ください。

第5条は、他の条例等により書面等で行うことが規定されている縦覧等について、電磁的記

録により縦覧等を行うことができることを定めるものでございます。

第6条は、他の条例等により書面で行うことが規定されている作成等について、電磁的記録により作成等を行うことができることを定めるものでございます。

第7条は、第3条から第6条までの適用を除外する場合を定めるものでございます。

6ページを御覧ください。

第8条は、他の条例等により住民票の写しなどの書面等、当該申請等に際し添付することが規定されているものについて、オンラインを使用して当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合には、添付を要しないことを定めるものでございます。

第9条は、町はデジタル化を推進するに当たり、情報システムの整備等、必要な措置を講じ、その安全性や信頼性の確保、簡素化、または合理化、その他の見直しを図ることについて定めるものでございます。

7ページを御覧ください。

第10条は、行政のオンライン化の推進に関する状況について、インターネット等により、少なくとも毎年度1回公表することを定めるものでございます。

第11条は、規則への委任を定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、垂井町行政手続条例の一部改正を附則で定めております。

新旧対照表は、38ページを御覧ください。

この条例の制定に伴い、行政手続においても、オンラインでの手続を想定した規定に改定するものでございます。

第1条第1項は、法律の引用する条を改めるものでございます。

第8条第1項は、理由の提示について規定しており、現行では書面による申請のみを想定しているため、その他の申請の内容の文言を加え、電磁的記録による申請を想定した規定に改めるものでございます。

第33条第4項第2号は、行政指導の方式について規定しており、第8条第1項と同様に、相手方に電磁的記録により行政指導の内容が通知されている場合を想定した規定に改めるものでございます。

以上、議第35号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、ただいま上程されました議第36号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

本条例は、地域経済を活性化するため、現在改修工事を進めておりますビジネス拠点施設の

設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

条文といたしましては、第1条、設置では、町外からの事業者を誘致するためのサテライトオフィス及び創業における拠点やテレワークのためのコワーキングスペースを整備した垂井町ビジネス拠点施設を設置することを定めております。

第2条、名称及び位置では、名称をコネクトベース垂井、位置を垂井町1797番地の1とすることを定めております。

第3条、利用の許可では、施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならないことなどを定めております。

第4条は利用の制限について、第5条は特別設備等の制限について、第6条は許可の取消し等について、第7条は利用の権利の譲渡等の禁止について定めております。

第8条、利用期間では、サテライトオフィスの利用は、5年を超えない範囲において、町長が規則で定める期間を超えて利用することができないことなどを定めております。

第9条、使用料では、利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならないことを定めております。

第10条は使用料の減免について、第11条は使用料の還付について、第12条は原状回復の義務について、第13条は損害賠償の義務について定めております。

第14条、指定管理者による管理では、町長は、施設の管理を地方自治法に規定する指定管理者に行わせることができることを定めております。

第15条は指定管理者の指定の手續等について、第16条は指定管理者が行う業務の範囲について、第17条は管理の基準について、第18条は利用料金の収入、決定等について、第19条は利用料金の減免について定めております。

第20条、適用では、指定管理者に施設の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用について定めております。

第21条、委任では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

附則といたしましては、第1項、施行期日では、この条例は令和6年12月1日から施行することを定めております。

第2項、準備行為では、利用の許可の申請、その他施設を使用するために必要な手續などは、この条例の施行の日前においても行うことができることを定めております。

別表といたしましては、第9条の使用料、第18条の利用料金を部屋ごとに定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、議第37号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

このたびの改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備

及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、改正府令に準じて、保育士、保育従事者の配置基準を改めるものでございます。具体的には、満3歳以上4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところをおおむね15人につき1人以上とするよう改めます。また、満4歳以上の園児おおむね30人以上につき1人以上の職員を置くこととされているところをおおむね25人につき1人以上とするよう改めます。

それでは、条文について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表40ページから御覧ください。

第30条は、小規模保育事業所A型の職員を規定していますが、第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改めます。

第32条は小規模保育事業所B型、第45条は保育所型事業所内保育事業所、第48条は小規模型事業所内保育事業所の職員を規定していますが、第30条と同様に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとします。

経過措置としまして、第2項に当分の間、従前の配置基準によることができるものとし、第3項に改正後の基準を満たすことにつき努力義務を課す規定を定めます。

以上、議第37号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 私からは、ただいま上程されました議第38号 垂井町下水道条例の一部改正及び議第39号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

それでは、議第38号 垂井町下水道条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、かつては不可能であったことが可能となっておりますが、国の法制度やルールは、その多くがデジタル技術の登場以前の書面、対面といったアナログ的な手法を前提とするものとなっております。国は、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、常駐、専任等のアナログ規制の見直しを行っております。その見直しに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

また、人の健康等に被害を及ぼすおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する工場等から、公共下水道に排出される下水に含まれます六価クロム化合物に係る水質基準が強化されたこと、また公共下水道からの放流水の水質検査項目である大腸菌の数を測定することが技術上可能となったことに伴い、下水道法施行令の一部が改正されたことによる所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書と併せまして、新旧対照表42ページから御覧ください。

第13条第2項第2号では、排水設備工事公認業者の営業所に配属される排水設備工事責任技術者につきまして、「専属する」を「選任する」に改めるとともに、排水設備工事責任技術者の後に「（以下「責任技術者」という。）」を加え、以後、「排水設備工事責任技術者」を「責任技術者」に改めます。また、公認申請に必要な書類といたしまして、責任技術者の他の営業所における兼務状況を確認するための書類の提出を求めるものでございます。

第3項第2号では、公認申請時の添付書類として求めております登記簿の謄本を登記事項証明書に改め、また新たに外国人個人事業主に対し、在留カード、または特別永住者証明書の写しの提出を求めるための規定を追加するものでございます。

第4号では、名簿の名称を「専属排水設備工事責任技術者名簿」から「選任排水設備工事責任技術者名簿」に改め、第5号では責任技術者を「専属する」から「選任する」に改めるものでございます。

第14条第1項第1号では、参照する規定の修正を行い、登録を受けた責任技術者が「1名以上専属しているものである」ことの規定を「選任している」ことに改めるものでございます。

第15条第1項につきましても、責任技術者の「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改めるとともに、ただし、岐阜県内における他の営業所について兼任することを妨げない、と追加するものでございます。

第17条第1号につきましては、責任技術者の登録の申請における提出書類といたしまして、新たに在留カード、または特別永住者証明書の写しを求めるものでございます。

第28条第1項第5号では、特定事業場からの公共下水道への排除の制限に係る水質の基準のうち、六価クロム化合物について、新たな知見の蓄積により人体に対する影響の正確な評価が可能となったことから水質基準が強化されることになり、六価クロム化合物の排水基準を1リットル当たり「0.5ミリグラム」以下から「0.2ミリグラム」以下に規制を強化し、改正を行うものでございます。

また、第43号では、これまで公共下水道の放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が定められていましたが、今般、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、放流水に含まれる「大腸菌群数」に係る基準を「大腸菌数」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、第28条第1項第43号の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める改正規定につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第38号 垂井町下水道条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第39号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、国が水道整備及び管理行政の機能強化を図ることを目的に、

水道法等による権限を従前の厚生労働大臣から、水道の基盤強化等に係る事務については、社会資本整備に関する知見を有する国土交通大臣へ、また水質及び衛生等に関する事務については、環境保全等に関する知見を有する環境大臣へそれぞれ権限を移譲したことに伴い、水道法の一部を改正する政令により、水道技術管理者の資格基準であります講習について所要の改正を行うものでございます。

議案書と併せまして、新旧対照表45ページを御覧ください。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、従前の例によるものといたします。

以上、議第38号及び議第39号の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第40号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について補足説明をさせていただきます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を変更するものでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正規約1ページの下段、新旧対照表は46ページを御覧ください。

別表第1の2の項及び3の項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

法律の施行に伴い、令和6年12月2日から被保険者証及び資格証明書が発行されなくなります。被保険者の資格に係る情報については、資格確認書や資格情報のお知らせなど、厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付等により被保険者に提供することになります。以上のことから、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、これに伴い規約の変更を行うものでございます。

附則としまして、この規約は令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上、住民課所管分の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、議第42号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第1

号)につままして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

議案書第1条でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億999万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億3,999万5,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書9ページ、歳出から御説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費でございます。令和6年度当初予算におきまして、清流の国ぎふ移住支援補助金として50万円をお認めいただいておりますが、申請者数の増加に伴いまして補助金額に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で50万円の増額をお願いするものでございます。財源につきましては、県支出金で8万2,000円を増額し、当初予算25万円と合わせまして33万2,000円といたすものでございます。

目10諸費でございます。岩手、川原集会所の空調設備の設置につきまして、川原自治会長から集会所設置事業等補助金の申請がございましたので、当該経費の3分の2相当を補助するため、負担金、補助及び交付金で56万6,000円の増額をお願いするものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目9デイサービス施設費でございます。需用費の修繕料では、デイサービスセンターの建具などの施設修繕に伴いまして26万円を、また備品購入費では、衣類乾燥機の故障に伴う買換えのため、31万3,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

目10介護福祉費でございます。介護保険特別会計におきまして、システム改修業務などを行うため、一般会計から介護保険特別会計への繰出金として69万6,000円の増額をお願いするものでございます。

目20生活支援給付金等給付事業費でございます。昨年11月に閣議決定された国の経済対策を受け実施をする事業でございます。令和6年度、新たに住民税所得割非課税となった世帯に対して1世帯10万円、当該世帯の子供1人につき5万円を支給する生活支援給付金給付事業と、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき令和6年分の所得税で3万円、個人住民税で1万円の減税を行う定額減税の実施に伴い、定額減税可能額よりも税額が少ないために定額減税がし切れない差額相当分を給付する調整給付金給付事業に関するものでございます。

こちらの給付に係る事務経費といたしまして、需用費で29万1,000円、役務費で申請書等の郵送料などの経費として278万3,000円、委託料では、給付金に係るシステム改修などの経費として677万7,000円を、また事業費といたしまして、負担金、補助及び交付金で、生活支援給付金としては1億810万円を、調整給付金では1億6,527万円を、こちら給付金を合わせまして2億7,337万円の増額をそれぞれお願いするものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目6保健センター費でございます。このたび、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種健康被害救済制度に基づく医療手当等の申請がございましたので、負担金、補助及び交付金で23万4,000円の増額をお願いするものでござ

います。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目7農地費でございます。令和6年度当初予算におきまして、全額県支出金を財源とし、南ため池廃止測量設計業務委託料として784万5,000円をお認めをいただいたところでございますが、県におきまして本事業の実施が見送りとなりましたことから、委託料で計上しておりました784万5,000円につきまして、全額を減額するものでございます。財源の県支出金につきましても、全額減額をするものでございます。

目8農業構造改善費でございます。令和6年度当初予算におきまして、町単独事業で高性能農業機械導入補助金1,000万円をお認めいただいておりますが、今般、農事組合法人4組織につきまして県事業の採択を受けましたことから、負担金、補助及び交付金で1,052万7,000円の増額をお願いするものでございます。財源につきましては、県支出金で1,056万2,000円が交付をされ、一般財源が3万5,000円の減額となる見込みでございます。

続きまして、項2林業費、目2林業振興費でございます。林道大谷線の改良工事につきまして、今般県事業の採択を受けましたことから、工事請負費で1,920万円の増額をお願いするものでございます。財源は、県支出金で900万円、町債で1,020万円を見込んでおります。

款7商工費、項1商工費、目3観光費でございます。令和6年度当初予算におきまして、提案型地域活性化事業補助金として700万円をお認めいただいておりますが、申請者数の増加に伴いまして補助金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で85万円の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、令和6年度当初予算でお認めをいただきました東海自然歩道の道標改修工事につきまして、今般県事業の採択を受けましたことから、県事業を充当するための財源更正をお願いをしておるものでございます。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費でございます。令和6年度当初予算におきまして、民間木造住宅耐震診断業務委託料として47万3,000円をお認めいただいておりますが、相談件数の増加に伴いまして、委託料で47万3,000円増額をお願いするものでございます。財源につきましては、事業費の2分の1相当が国庫支出金、4分の1相当が県支出金として見込んでおるところでございます。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費でございます。令和6年能登半島地震の被災地への職員派遣に要します経費といたしまして、職員手当等時間外勤務手当といたしまして、100万円の増額をお願いをするものでございます。

款10教育費、項5社会教育費、目6文化会館費でございます。令和6年度当初予算におきましてお認めをいただきました音楽事業報償などのうち、垂井町にゆかりのある演奏会に係ります経費につきまして県事業の採択を受け、県補助金で26万3,000円が交付をされる見込みとなりましたので、財源更正をお願いするものでございます。

また、目10タライピアセンター費につきましても、令和6年度当初予算においてお認めをいただきました合併70周年記念絵本作家講演会業務委託料につきまして県事業の採択を受け、県

補助金で20万円が交付をされる見込みとなりましたことから、財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

款1町税、項1町民税、目1個人でございます。昨年11月に閣議決定をされました国の経済対策を受けまして、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき令和6年分の所得税で3万円、個人住民税で1万円の減税を行うこととされました。これに伴いまして、町民税の減収が見込まれることから、9,900万円の減額をお願いをするものでございます。

また、当該減収分の補填といたしまして、款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金におきまして、9,900万円の増額をお願いをするものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金でございます。目2民生費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といたしまして2億8,322万1,000円を、目7土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金として23万7,000円をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

款15県支出金、項2県補助金でございます。目1総務費県補助金では、清流の国ぎふ移住支援補助金として8万2,000円の増額を、目5農林水産業費県補助金では、農業農村整備事業補助金としてマイナスの784万5,000円減額を、元気な農業産地構造改革支援事業補助金としては1,056万2,000円の増額を、県単林道改良事業補助金としましては900万円の増額を、目6商工費県補助金では自然環境整備事業補助金として20万7,000円の増額を、目7土木費県補助金では建築物等耐震化促進事業費補助金として11万8,000円の増額を、目9教育費県補助金では、清流の国ぎふ文化祭2024市町村実行委員会事業補助金として46万3,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、収支の均衡を図るため、375万円の増額をお願いをするものでございます。

款21町債、項1町債、目7土木債でございます。歳出予算で計上いたしました林道大谷線改良事業に係ります財源として、地方道路整備事業1,020万円の増額をお願いするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、第2条は地方債の補正でございます。

3ページをお開きいただきますようお願いいたします。

3ページ、第2表でございます。地方債補正に関するものでございます。

地方債の変更につきましては、地方道路整備事業で限度額を1億4,110万円から1億5,130万円へ1,020万円の増額をお願いするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

なお、13ページからは給与費明細書、15ページには地方債の現在見込みに関する調書を添付をさせていただきました。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますよう、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） ただいま上程されました議第43号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、介護保険の制度改正に伴う介護保険システムなどの改修が必要になったことから、所要の増額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に69万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,069万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料でございます。こちらは、介護保険システムの改修業務に係ります委託料として56万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、項3認定審査費、目1認定調査等費、節12委託料でございます。こちらは、介護認定支援ソフトの改修業務に係ります委託料として13万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページを御覧ください。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費等繰入金の事務費等繰入金でございます。69万6,000円の増額をお願いし、収支の均衡を図るものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第35号から議第40号まで、議第42号及び議第43号の各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

---

日程第7 議第41号 けやきの家改修工事請負契約の締結について

---

○議長（若山隆史君） 日程第7、議第41号 けやきの家改修工事請負契約の締結についてを議

題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第41号 けやきの家改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

けやきを家の改修工事を施工するに当たり、過日指名競争入札に付しましたところ、岐阜県不破郡垂井町宮代513番地、平成興産株式会社代表取締役 桐山善徳が落札をいたしましたので、この者と9,185万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 議第41号 けやきの家改修工事請負契約の締結につきまして、私からは、契約に係ります補足説明を演壇におきまして説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御覧をいただきますようお願いいたします。

本件の入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定基準に基づきまして、7者に指名通知をいたし、去る5月24日に指名競争入札を執行いたしました。第1回目の入札におきまして、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをされました平成興産株式会社が8,350万円で落札いたしましたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づき、消費税を含めまして9,185万円、垂井町宮代513番地、平成興産株式会社代表取締役 桐山善徳と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

完成期限は令和7年2月17日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 議第41号 けやきの家改修工事請負契約の締結につきまして、私からは工事の概要について補足説明をさせていただきます。

垂井町福祉事業所けやきの家は、平成30年度に旧垂井町立西保育園の園舎の一部改修工事を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護及び就労継続支援B型の多機能事業を実施してまいりました。今回の工事につきましては、就労継続支援B型について、現在10人の定員を20人に増員するため施設の整備を行うとともに、利用

者の利便性の向上と安全性の確保を図るため、エレベーターを新設いたします。

それでは、主な工事内容について御説明いたします。

エレベーターの新設でございます。

建物の一番東に位置します1階食堂と2階多目的室をつなぐように、建物北側に車椅子でも容易に乗り降りできる11人乗りのエレベーターを新設いたします。平成30年度には、未改修の1階事務室及び2階につきましては、破損の程度に応じ、床及び壁面の改修を行います。建物内の全ての照明器具をLED照明に取り替えるとともに、故障している空調設備につきましては、取替え修繕を行います。屋上は防水工事を、外壁は補修工事を行います。

また、昨年度末アスベスト調査を実施した結果、4か所から検出されております。1か所目は屋上でございますが、今回の改修工事では、既存の防水シートの上からシート防水工法を行うため、特に影響はございません。2か所目は2階の軒天、3か所目は1階事務室床のモルタル下地、4か所目は2階廊下床のモルタル下地でございます。この3か所につきましては、それぞれ改修を行うことから、大気汚染防止法に基づき、アスベストの飛散防止対策を講じて改修工事を進めてまいります。さらに、この改修工事は、けやきの家の利用者が活動中に行いますので、利用者の皆様へ十分に配慮し、工事を進めてまいります。

就労継続支援B型の定員増員には、完成後に県への指定事業所の変更手続が必要でございますので、完成期限は令和7年2月17日としておりますが、少しでも早く完成できるよう監理してまいります。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第41号 けやきの家改修工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後0時02分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 小 宅 宏

会議録署名議員 鈴 木 準 二

